

部活動規約

1. 「部活動」の位置付け等、生徒手帳 第7章をよく読んでおくこと。
2. 活動は京都市のガイドラインに基づき、顧問（代理顧問）の指導のもと行うことを原則とする。
ただし、土曜日、日曜日、祝日、春季・夏季・冬季休業期間は顧問の直接指導なしで活動することはできない。
3. 卒業式、入学式、始業式、終業式、修了式、体育大会、合唱コンクール、校外学習、定期考査1週間前及び考査日ならびに全体の会議日は、活動休止日・期間とする。
ただし、中体連主催、剣道連盟または吹奏楽連盟の公式戦がこの休止中及び直後にある場合は、顧問が希望し必ず学校長の承認を得たうえで、顧問の直接指導のもとに**試合登録メンバーのみ**1時間活動ができる。（原則として土曜日、日曜日及び祝祭日は行わない。）
4. 活動時間
16時35分活動終了 16時50分完全下校
5. 活動場所はグラウンド、体育館、割り当てられた教室・特別教室、顧問が指定した場所とする。
校舎内の廊下や階段を活動に使用してはいけない。
雨天時のみ校舎内廊下での活動を許可するが、ものが破損することのないようにする。
(道具の使用・ランニング禁止、活動場所も学年・学級活動などの支障にならない場所にする)
ただし、北校舎での吹奏楽のパート練習は特別に許可されたものとする。
ミーティングは割り当てられた教室を使用すること。
6. 活動時の服装は各部の顧問の指示に従い、それ以外の勝手な服装は禁止する。
普段の登校日は特別な場合を除き、通学服に着替えて下校すること。（再登校もこれに準ずる）
学校での更衣は、各部に割り当てられた場所で行う。
休業日の登下校ならびに試合会場（校）への往復の際の服装は、顧問の指示により通学服または各部で定められたもののどちらかとする。
7. 昼食は学年ごとに各部に割り当てられた教室または顧問に指示された場所で食べる。
ゴミの始末、机椅子の整理整頓、施錠等は使用したものが責任をもって行なうこと。
昼食等を忘れた場合は顧問の先生にお願いすること。勝手に買いに行くことは厳禁とする。
8. 鍵や用具の管理は各部が責任をもってしっかり行なう。（鍵は使用后すぐに返却すること）
貴重品の管理についても、各部で責任をもってしっかり行なうこと。
また更衣場所や用具置き場、活動場所の整理整頓・美化につとめること。
(ボール等がグラウンドに落ちている場合は必ず回収すること)
9. 休日や公式戦、練習試合に限り、スポーツ飲料を飲んでもよい。ペットボトルの始末は各自で責任をもって行う。
10. 校外活動について
校外活動は、学校休業日に限る。
校外活動は、顧問の直接指導で行う。
11. 原則として、入部した部活動は1年間続けること。ただし、やむをえない事情があり、退部する場合は、保護者とよく相談したうえで、退部届を顧問と担任に提出する。

桃山中学校 部活動の心得

1. 部活動規約に基づいて活動すること。
2. 目標、目的をもち、部や各個人の自主的な活動ができること。
3. 同じ目標、目的をもって励む仲間を大切にし、トラブルが起こらないようにすること。
4. 上級生は下級生の手本となるような行動を心がけること。
5. 活動時間、場所、**完全下校の時間を守る**こと。
6. 指定された活動場所以外には無断で立ち入らないこと。
7. 活動場所の整理整頓、戸締り、施錠をきちんとすること。
8. 昼食は指定された場所で行儀よく食べ、後始末や戸締り、施錠をきちんとすること。
9. 学校での更衣は各部で割り当てられた場所で行い、更衣場所の整理整頓、清掃等は各部で責任をもって行なうこと。
10. 倉庫の整理整頓、施錠も使用する部が責任をもって行なうこと。
11. 体育館を使用する部は別紙「部活動体育館使用規定」を守ること。
12. 各自の持ち物や貴重品は各部で責任をもって管理する。
13. トイレ等で校舎を使用した部は、使用後に清掃を行うこと。
14. 活動時は事故やけがの未然防止に努める、悪ふざけ等の行為は絶対にしないこと。
15. 活動時に事故、ケガ、破損などが起きた場合は、すぐに顧問か近くにいる先生、または職員室に報告すること。
16. 他の部の用具は、顧問に無断で使用しないこと。
17. 対外試合等、校外での部活動においては、桃山中学校の生徒として、また各部の一員としての自覚と責任をもち、誇りある行動を心がけること。
<あいさつ、言葉づかい、整理整頓、ゴミの持ち帰り、忘れ物、交通マナー など>
18. 下校時の買い食い等、学校生活のルールに違反するような行為は絶対に行わないこと。
※一度、部活で登校した後は、昼食を買いに行く等の理由で学校外へ出ないこと。